

# (財)産業廃棄物処理事業振興財団

## 平成17年度事業計画

産業廃棄物の処理施設の整備に必要な資金の融通の円滑化、その他の産業廃棄物の処理に係る事業の振興措置等及び事業者による産業廃棄物の適正な処理の確保を図るための自主的な活動を推進するため、下記の事業を行う。

### 産業廃棄物処理特定施設整備法関連業務

#### 1. 産業廃棄物処理特定施設整備促進事業

特定施設及び廃棄物処理センターの整備促進に係る情報交換のための全国担当者会議を開催する。

#### 2. 債務保証事業

- (1) 特定施設整備法に基づく債務保証の申し出に対しては、積極的な対応を図るとともに、産業廃棄物処理業者等に債務保証制度の周知を図る。
- (2) 民間処理業者が行う産業廃棄物処理施設の近代化・高度化等に関わる債務保証の申し出に対しては、経営及び事業収支性調査、技術調査、社会・公共性及び市場調査を活用し、
  - ア．事業収支計画・返済財源の妥当性
  - イ．投資規模の妥当性及び金融機関の支援姿勢など、審査の原点に立ち返って十分な検討を行うことにより、質の高い産業廃棄物処理施設の建設推進と健全な処理業者の育成に資する運営を行う。
- (3) 既往債務保証先に対して実施しているフォロー調査については、審査時に調査を実施した外部専門家に必要に応じ加わってもらい調査内容の充実を図る。更に、調査結果を加味した債権分類の見直しを行い、適正な債権管理の徹底を図る。
- (4) 代位弁済を実行し求償権を取得したものについては、案件毎にメリハリを効かせた管理を行い、債権回収の最大化を目指す。

### 3 . 助成事業

産業廃棄物の処理事業全体の振興、発展に資するため、産業廃棄物の処理に関する新しい技術の開発や技術開発による起業化など、新規事業に努力している産業廃棄物処理業者に対して、技術開発及び処理技術研究開発による起業化並びに高度技術を利用した減量化・再生処理施設の設置などに必要な経費を助成する。

### 4 . 振興事業

#### ( 1 ) 産業廃棄物処理業優良化推進事業

処理業者の優良性に係わる評価基準と制度が廃棄物処理法の省令改正として平成17年4月1日付けで施行されたことを受け、今年度は同制度に基づき優良業者としての認定を受ける処理業者が増大するよう、全国的普及に注力する。

とりわけ評価基準のための「情報公開」に関して、当財団が運営している「産廃情報ネット」の機能を拡大充実し、優良認定を目指す処理業者を支援していくよう努める。

また、資源循環ビジネスの育成と活性化に向けて、産業廃棄物処理業の新たなビジネスモデルや将来ビジョンの検討調査を進める。

なお、本事業の推進にあたっては、引き続き(社)全国産業廃棄物連合会、(財)日本産業廃棄物処理振興センターとの連携ならびに(社)日本経済団体連合会等との協力により行う。

#### ( 2 ) P C B 等有害廃棄物対策事業

##### ア . 環境省等 P C B 関連調査

##### (ア) P C B 廃棄物の処理技術の評価及び基準化

申請された P C B 廃棄物の新処理技術について、実証試験結果等により評価を行い、評価書を作成する。また、評価を終了した技術について基準化等の検討を行う。さらに、種々の P C B 分析方法について調査検討し、標準化を図る。

##### (イ) 低濃度 P C B 混入機器処理方法等調査

低濃度の P C B が混入した変圧器等に関する処理方法及び処理基準等を調査すると共に、処理の基本的方向等を検討する。

##### イ . 日本環境安全事業(株) P C B 処理施設建設及び運転支援業務

##### (ア) P C B 検討委員会支援業務

日本環境安全事業(株)が行う P C B 廃棄物処理事業検討委員会及び地域部会・技術部会等の資料作成等の支援を行う。

(イ) P C B 処理施設設計管理支援業務

建設中の P C B 処理施設の設計管理を支援する。

(ウ) P C B 処理施設技術監査支援業務

日本環境安全(株)が各事業所で行う P C B 廃棄物処理施設の技術監査のための資料の作成及び実施の支援を行う。

(エ) P C B 廃棄物処理データベースの構築業務

P C B 廃棄物処理対象事業者に関する基本的なデータベースの構築等を行う。

ウ．有害廃棄物処理に関する調査研究

ポリ塩化ビフェニール(以下「P C B」という。)等有機塩素系等廃棄物処理に関する技術情報を収集整理し、関係者に提供する。さらに P C B 処理を促進するための調査研究、啓発等の活動を行う。

(3) 廃棄物処理センター関連調査

ア．廃棄物処理センター整備基本調査

平成16年度に行った都道府県間の共通課題に対する計画策定手法の調査の結果及び都道府県の循環型社会形成への取組ニーズを踏まえ、個別都道府県の庁内コンセンサス形成、計画推進体制整備に資する基本調査を実施する。

イ．公共関与等調査

産業廃棄物処理施設、資源循環施設整備にあたり民間事業者がこれまでに取り組んだ施設事業化事例から、これらに係るノウハウを抽出するとともに、地方公共団体並びに当財団の担うべき機能・体制について官民共同で調査研究を行う。

(4) 人材開発業務

昨年度に引続き、産業廃棄物処理業の経営者ならび上級管理者層を対象に、「産業廃棄物処理業経営塾」を開催し、次代の産業廃棄物処理業者・資源再生業の中核的担い手となるべき人材の拡大に努める。

また、「経営塾」卒塾者を想定し、参加者相互の討議や演習を重視した「産廃経営研究会」を企画・実施し、処理業経営者の人材開発について総合的に取り組む。

## 廃棄物処理法関連業務(産業廃棄物適正処理推進センター業務)

### 1. 産業廃棄物適正処理推進事業

#### (1) 法改正以後の不法投棄等産業廃棄物除去事業等に対する協力

改正廃棄物処理法の施行日(平成10年6月17日)以後に不法投棄された産業廃棄物について、その撤去等原状回復措置を講じようとする都道府県等から協力要請があったときは、適正処理推進基金(国の補助金及び産業界からの拠出金で造成)により協力をを行う。

#### (2) 産業廃棄物特定支障除去等支援対策事業に対する協力

「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」に規定する特定支障除去等事業を実施する都道府県等から協力要請があった場合には、適正処理推進基金(国の補助金で造成)により協力をを行う。

#### (3) 事業者に対する助言、指導等

事業者による産業廃棄物の適正な処理の確保を図るための自主的な活動の推進に資するため、事業者等に対する助言、指導、情報の提供等を行う。

#### (4) 不法投棄対策

ア. 次の不法投棄対策に関わる事項について検討し、その成果を都道府県等へ配布する。

- ・不法投棄における効率的支障除去方策(原状回復支援事業技術検討委員会)
- ・不法投棄の未然防止対策等(不法投棄未然防止対策検討委員会)
- ・硫酸ピッチ事案に対する都道府県等の担当職員を対象とした現場対応マニュアル(硫酸ピッチ不法投棄等事案現場対応マニュアル検討委員会)
- ・不法投棄の原状回復についての事例

イ. 事業者向けの啓発活動として、産業廃棄物に関する実態や行政施策等に関する小冊子を作成し、頒布する。

#### (5) エコパトロールの普及・促進

産業廃棄物の不法投棄・拡大防止を図るため、環境破壊行為早期対応システム(エコパトロール)の都道府県への普及を図る。普及策として、都道府県における試行を実施する。

## (6) 環境省からの受託業務等

### ア．産業廃棄物不法投棄実態調査

都道府県等が平成16年度に把握した新たな不法投棄及び原状回復の状況を調査する。

### イ．環境破壊行為早期対応システムの運用等

環境省の委託により環境破壊行為早期対応システムの運用、保守等実施することにより、環境省地方環境対策調査官事務所等への支援を行う。

### ウ．不法投棄事案対応調査支援事業

不法投棄の未然防止・拡大防止のために、関係法令に精通した法律や企業会計の専門家、技術者等によるチームを設置し、都道府県等からの要請に応じて適宜、現場での不法投棄事案の解明、原状回復の支援等を行うほか、現地における共同調査、調査手法等の研修等を通じ自治体職員の事案対応能力の向上を図る。

### エ．地方環境対策調査官事務所によるセミナー等事業

地方環境対策調査官事務所からの委託事業として、地方環境対策調査官事務所が所管都道府県等で開催する都道府県等の不法投棄担当職員の資質向上を目的としたセミナー等の開催支援を行う。

## 2. 情報システム業務

産業廃棄物処理分野におけるIT化の進展並びに「個人情報保護法」の施行を受け、当財団においても情報システムの充実のために総合的な取組みを図る。

### (1) 産廃情報ネット

当財団が運営しているウェブサイト『産廃情報ネット』は、「処理業者による情報公開」の公開サイトとして大きな役割が期待されているので、その円滑な遂行のために必要な操作性の改善や機能の強化など、システムの改造・充実を図る。これにより、排出事業者、処理業者など関係各方面による『産廃情報ネット』の利用拡大を目指す。

また、「許可情報検索システム」に蓄積されている処理業者の許可情報について、その一層の活用を図るため、優良業者の公開情報との連動など、体系的なシステムづくりを検討する。

### (2) リサイクルネット

産廃情報ネット内に設置しているリサイクル需給情報交換システム「リサイクルネット」については、さらに多くの都道府県での展開を目指して、重点的な普及活動を行う。

( 3 ) その他

財団内に蓄積されている知見や情報をデータベース化し、財団の事業目的の遂行に積極的に活用していく方向を検討する。また、個人情報保護法の施行など適切な情報管理に対する社会的要請の高まりを受け、情報管理に係わる所要の管理体制の整備に努める。